

中津川市にぎわいプラザ駐車場

指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月

中津川市商工観光部商業課

「中津川市にぎわいプラザ駐車場」指定管理者募集要項

次のとおり標記公の施設「中津川市にぎわいプラザ駐車場」（以下「駐車場」という。）の指定管理者を募集します。

1. 駐車場の概要

(1) 施設概要

所在地	中津川市小川町491番11ほか
形式	屋外平面自走式駐車場
敷地面積	1,774㎡
収容台数	70台（うち身体障がい者用区画2）
利用時間	午前0時から午後12時まで（年中無休）。
備考	

(2) 駐車料金

下表の金額の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めます。

区 分		利用料金
1 台 につき	(1) 駐車時間が7時間までのとき	1時間までごとに100円
	(2) 駐車時間が7時間を超え24時間までのとき	700円
	(3) 駐車時間が24時間を超えるとき	(2)の額に24時間を超える部分について24時間までごとに(1)及び(2)の例により算出して得た額を加えて得た額

(3) 駐車対象車両

道路運送車両法施行規則別表第1に規定するもののうち、次の車両が駐車できます。

- ①普通自動車
- ②小型自動車（側車付二輪自動車を含み、二輪自動車を除く）
- ③軽自動車（側車付二輪自動車を含み、二輪自動車を除く）

2. 業務の内容及び留意事項

指定管理者が行う業務内容は、以下のとおりとします。（詳細は、業務仕様書を参照してください。）

- (1) 駐車場の管理運営に必要な機器等の整備
- (2) 駐車場の利用許可に関する業務
- (3) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ①清掃業務
 - ②保守点検業務
 - ③警備業務

- (4) 駐車場の駐車料金徴収に関する業務
- (5) 駐車場の利用率向上に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

3. 指定予定期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(市議会での指定管理者の指定に関する議決後、市と指定管理者との間で管理運営の基本的事項を定める「基本協定」を締結します。また、これに併せて当該1年間の具体的な業務実施等に関する「年度協定」を締結します。)

4. 指定管理業務に要する経費等

(1) 指定管理料

施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。利用料金収入のみで管理業務に要する経費を賄っていただくこととし、市は、指定管理料は支払いません。

利用料金は、市が条例及び規則で定める額の範囲内で、市長の承認を受けて、指定管理者が定めることができます。

また、利用料金については、一定の場合、減免することができます。

指定管理者の経営努力による利益は原則として返還を求めません。ただし、指定管理者が得る利益が指定管理者の管理業務と経理の状況から客観的にみてあまりに過大であると認められる場合、または、市の都合、自然災害等不可抗力の要因及び社会経済情勢の変化に伴う管理経費の想定外の上昇等による指定管理者の経営努力の範囲を明確に超えると判断される場合等は、市と指定管理者が協議のうえ、適切な対応を図ります。

(2) 利用料金等減免の補償

利用料金について、条例に減免規定を設けています。市が利用料金を減免する基準は、指定管理者の利用料金においても同様の取り扱いをしていただきます。

市は、原則として減免相当額を補填しませんが、指定管理者の駐車場運営に係る収支状況を勘案して、指定管理者の経営努力が不足していると認められる場合を除き、市と指定管理者が協議のうえ、適切な対応を図ります。

5. 応募資格

応募できるものは、法人その他の団体で、当該施設の管理運営を行ううえで、人的かつ財産的な管理能力を有し、次に掲げる資格を有するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されていないこと
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある場合はその処分の日から2年以上経過していること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定の

適用を受けたことがある場合は、更生手続きまたは再生手続きを終了していること

- (4) 中津川市から競争入札に係る指名停止を受けていないこと
- (5) 暴力団およびその統制下にある団体または構成員でないこと
- (6) 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体または構成員でないこと
- (7) 税を滞納していないこと
- (8) 中津川市に対して債務不履行がないこと
- (9) 市長、副市長、中津川市議会議員、第9条に規定する指定管理者選定委員会の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が会長、副会長、社長、代表取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他のこれに準ずる常勤の役員の就任していないこと（ただし、市長又は市議会議員が無限責任社員等で、中津川市が資本金、基本金その他これらに準ずるもので2分の1以上を出資している法人及び外郭団体は除く）
- (10) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的としないこと
- (11) 政治上の主義を推進し、指示し、またはこれに反対することを目的としないこと
- (12) 自らコインパーキングを運営した実績があること

*応募資格に該当しない（虚偽の申請があった）場合には、指定の取り消しを行う場合があります。

6. 説明会

- (1) 日時

令和8年9月2日（水） 午後1時30分から（午後1時から受付開始）

- (2) 会場

中津川市にぎわいプラザ2階・2-2会議室（中津川市栄町1番1号）

7. 応募に必要な書類

- (1) 指定管理者指定申請書

- (2) 添付書類(原則A4版)

- ①当該施設の管理に係る事業計画書（申請様式1）
- ②当該施設の管理に係る収支予算書（申請様式2）
- ③管理運営費明細書（令和9年度1部）（申請様式3）
- ④応募団体概要調書（申請様式4）
- ⑤当該団体の定款又は寄附行為（法人以外の団体は、これらに相当する書類）
- ⑥法人は、当該法人の登記事項証明書
- ⑦応募団体の直近の事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近の決算報告書
- ⑧設立趣旨、事業内容のパンフレット等申請団体の概要が分かるもの
- ⑨納税証明書（完納証明書）の写し

○法人は、国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納税額がない証明用）

○本店（権限を委任する場合は委任先）の所在地における、市町村税の完納証明書

*完納証明が発行されない自治体の場合は、（法人）市民税及び固定資産税の納税証明

書（直前１年分）を添付してください。

⑩その他の団体は役員の名簿及び履歴書

⑪委任状（指定管理の権限を支店等の長に委任する場合）（申請様式５）

⑫その他市長が必要と認める書類

※申請日において、「岐阜県・市町村共同入札参加資格（建設工事）（測量・建設コンサルタント等の業務）」又は、「中津川市入札参加資格（物品・その他）」において、中津川市より「入札参加資格者名簿への登載について（通知）」を受けている場合は、⑥の法人は、当該法人の登記事項証明書及び⑨の納税証明書（完納証明書）の写し、⑩のその他の団体は役員の名簿及び履歴書を提出する必要はありません。

※申請書等の様式は、中津川市のホームページからダウンロードできます。

8. 応募受付期間等

（１）応募期間

令和８年８月２６日（水）から令和８年９月２５日（金）まで（必着）

※提出された応募書類は、公正な競争を妨げないようにするため、応募受付期間内は非公開とします。

（２）受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く）

（３）質問の受付

質疑がある場合は、所定の様式（質問票）により、令和８年９月７日（月）までにファックスまたは電子メールで提出してください。（令和８年９月１１日（金）までに、ファックスまたは電子メールで回答します。）

9. 応募受付場所

中津川市商工観光部商業課

岐阜県中津川市栄町１番１号（にぎわいプラザ２階）

電話 0573-66-1111（内線 4265）

ファックス 0573-65-3367

提出部数は１部です。持参または郵送（受付期間内必着）してください。ファックス等による受付はしません。

10. 応募上の留意事項

（１）接触の禁止

本件申請について、選定委員、本件業務に従事する当市職員並びに本件関係者への接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

（２）申請内容の変更禁止

提出済の申請書類の内容を変更することはできません。

（３）虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 申請書類の取り扱い

申請書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

(5) 申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(6) 費用負担

応募に際して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(7) 提出書類の著作権

中津川市が提示する設計図書等の著作権は当市に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は応募者に帰属します。なお、中津川市が必要と認めるときは、当市は提出書類の全部または一部を使用できるものとします。

11. 選定の基準及び方法

(1) 選定基準及び視点

①施設の設置目的が達成できること。

- ア 業務仕様書と事業計画書等との整合性はとれているか
- イ 管理運営に対する企画力・意欲・姿勢はどうか
- ウ 要望・苦情等への対応策は十分か
- エ その他応募者の独自の提案があるかなど

②市民の平等利用が確保されること。

- ア 市民の平等利用の確保策（差別的な取扱いの禁止など）
- イ 市民との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か
- ウ 施設運営に関するモニタリングなど

③施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理が行われると認められる事業計画であること。

- ア 市民サービスの向上策は十分か
- イ 市民サービスの低下を招かない経費縮減策（提案額）
- ウ 類似施設等での業務実績はあるか
- エ 施設の広報計画が適切に行われるか
- オ 施設の利用促進などに関する企画力・意欲・姿勢はどうか
- カ その他応募者の独自の提案があるかなど

④事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

- ア 職員の配置計画・研修計画は適切か
- イ 法人の財務状況は良好か
- ウ 個人情報の保護対策は十分か
- エ 安全管理の対策は十分か
- オ 緊急時の対応策は適切か
- カ 業務委託の状況はどうかなど

(2) 選定方法

応募書類の審査及び代表者等の面接審査により選定します。

※面接審査は令和8年10月を予定しています。日時等詳細は後日電子メールにてご連絡します。

12. 選定結果及び理由の通知

応募者全員に、令和8年10月下旬をめぐに、選定結果を文書にてお知らせします。

なお、指定管理者は、中津川市議会の議決を経て決定(指定)されます。

13. 基本協定及び年度協定の締結

市議会の議決後、市と指定管理者の協議により、業務執行上必要となる事項について、協定(指定期間共通の基本協定と年度ごとに決定する年度協定)として締結します。

協定書に定めのない事項等が生じた場合は、改めて協議することとします。

※協定内容の詳細については、指定管理業務仕様書を参照してください。

14. その他

(1) 応募の際に提出された書類は、応募期間終了後、開示することがあります。

(2) 売店は指定管理者の業務に含まれません(別途申請のうえ、中津川市の許可を受ける必要があります)。

(3) 管理業務等の実施中に故意又は過失により市又は第三者に対し、損害を与えたときは、指定管理者の負担でその損害を賠償しなければなりません。この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入していない法人等は、保険に加入する必要があります。

※1「参考：地方自治法施行令抜粋」

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- (6) 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者